（四十二）　農山漁村地域整備交付金（市町村が実施する防潮堤整備事業に係るものに限る。）
（四十三）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助（この省令の施行の際現に除染と一体的に農地整備事業を実施している地区に係るものに限る。）
（四十四）　農地災害復旧事業費補助
（四十五）　農地・水保全管理支払交付金
（四十六）　林道施設災害復旧事業費補助
（四十七）　中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金
（四十八）　国内立地推進事業費補助
（四十九）　河川等災害関連事業費補助
（五十）　河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（五十一）　観光関連復興支援事業費補助金
（五十二）　港湾施設災害関連事業費補助
（五十三）　社会資本整備総合交付金（効果促進事業として実施する母子避難者等に対する高速道路無料措置に係るものに限る。）
（五十四）　住宅施設災害復旧事業費補助
（五十五）　地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（五十六）　都市災害復旧事業費補助
（五十七）　東北観光復興対策交付金
（五十八）　循環型社会形成推進交付金（いわき市が原子力発電所の事故に伴い実施する事業に係るものに限る。）
（五十九）　放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業に係るものに限る。）

四

（一）　港湾法第四十二条第一項又は第四十三条第一号、第二号若しくは第五号の規定による補助金
（二）　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第九条の二第二項の規定による負担金
（三）　道路法第五十条第一項の規定による負担金
（四）　道路法第五十六条の規定による補助金
（五）　警察法第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものに限る。）
（六）　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（同法第七十七条第二項第四号に規定する事業に係るもの（公営企業に係る事業に係るものを除く。）に限る。）
（七）　水産基盤整備事業費補助
（八）　水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金
（九）　水産資源環境整備事業費補助
（十）　水産物供給基盤整備事業費補助

（四十二）　農山漁村地域整備交付金（市町村が実施する防潮堤整備事業に係るものに限る。）
（四十三）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助（この省令の施行の際現に除染と一体的に農地整備事業を実施している地区に係るものに限る。）
（四十四）　農地災害復旧事業費補助
（四十五）　農地・水保全管理支払交付金
（四十六）　林道施設災害復旧事業費補助
（四十七）　中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金
（四十八）　国内立地推進事業費補助
（四十九）　河川等災害関連事業費補助
（五十）　河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（五十一）　観光関連復興支援事業費補助金
（五十二）　港湾施設災害関連事業費補助
（五十三）　社会資本整備総合交付金（効果促進事業として実施する母子避難者等に対する高速道路無料措置に係るものに限る。）
（五十四）　住宅施設災害復旧事業費補助
（五十五）　地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（五十六）　都市災害復旧事業費補助
（五十七）　東北観光復興対策交付金
（五十八）　循環型社会形成推進交付金（いわき市が原子力発電所の事故に伴い実施する事業に係るものに限る。）
（五十九）　放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業に係るものに限る。）

四

（一）　港湾法第四十二条第一項又は第四十三条第一号、第二号若しくは第五号の規定による補助金
（二）　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第九条の二第二項の規定による負担金
（三）　道路法第五十条第一項の規定による負担金
（四）　道路法第五十六条の規定による補助金
（五）　警察法第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものに限る。）
（六）　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（同法第七十七条第二項第四号に規定する事業に係るもの（公営企業に係る事業に係るものを除く。）に限る。）
（七）　水産基盤整備事業費補助
（八）　水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金
（九）　水産資源環境整備事業費補助
（十）　水産物供給基盤整備事業費補助